

出産・健診安心アクセス支援事業



丹波市では、丹波市出産・健診安心アクセス支援事業補助金交付要綱に基づき、妊産婦が医学的な理由により居住地（里帰り先）から遠方の医療機関で妊婦健診等の受診が必要な場合、経済的支援の一助を目的としてその移動にかかる交通費の一部を補助します。

●対象者：妊産婦健診等を受けた次の1～4すべてに該当する妊産婦

1. 健診等の受診日、申請日に市内に住民を有している
2. 令和8年7月8日以降に医学的な理由により遠方の医療機関へ妊産婦健診等を受診している
3. 自宅（里帰り先）から該当医療機関までの移動にかかる時間が概ね60分（自家用車等の場合は、距離が40km）以上
4. 市税を滞納していない

●助成金額

移動にかかる費用（自家用車等の場合は走行距離1km当たり44円）に10分の8をかけた額

●助成回数（上限）

1. 妊婦健診：14回
2. 分娩を取扱わない医療機関から分娩を取り扱う医療機関へ切り替えた後の妊婦健診（妊娠後期）：7回
3. 出産：1回
4. 産婦健診：2回

●申請に必要な書類

1. 母子健康手帳
2. 出産・健診安心アクセス支援事業補助金交付申請書兼請求書（こども福祉課の窓口にあります）、別紙様式1、別紙様式2
3. 健診等の領収書、明細書
4. 医療機関までの時間、距離がわかるもの
5. 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
6. 振込口座が分かるもの（通帳、キャッシュカード等）
7. 印鑑

●申請期限

最後の健診等の受診日から6か月以内に一括して申請

ただし、転出後の申請は受付できませんので、ご注意ください

●申請窓口

こども福祉課母子保健係（丹波市健康センターミルネ2階）

電話：0795-88-5750（電話番号のおかけ間違いにご注意ください）

出産・健診アクセス支援事業 Q&A

Q1) 設備が整った遠方の医療機関に行きたいのですが、交付申請の対象になりますか？

A1) 対象になりません。

令和8年7月8日以降で、①妊娠後期に最寄りの産科医療機関では分娩の取り扱いがないため、遠方の医療機関にかわって健診等の受診をした場合、②医学的な理由により遠方の医療機関への受診が必要な場合を対象とします。

Q2) 移動には複数の経路がありますが、どのような経路が対象になりますか？

A2) 移動ルート及び移動時間に係る検索サイトやアプリを利用して算出します。最も経済的な通常の経路や方法によるものが対象になります。

例えば、当日の交通事情により60分（自家用車等の場合は40km）を超える移動になっても、常態でない場合は対象となりません。

Q3) タクシーを利用した場合、運賃が対象になりますか？

A3) 運賃ではなく自家用車と同じで、走行距離1km当たり44円をかけて得た額を対象とします。1円未満は切り捨てです。

Q4) 高速道路料金は対象になりますか？

Q4) 対象になりません。走行距離1km当たり44円をかけて得た額を対象とします。1円未満は切り捨てです。

Q5) 特急料金は対象になりますか？

Q5) 対象になりますが、領収書を提出してください。

※交通系ICカードを利用された場合は、利用履歴の提示をお願いいたします。

※切符を購入された場合は、領収書を提出してください。

Q6) 申請者名義以外の通帳に振り込むことはできますか？

A6) 申請者の委任があれば可能です。

『出産・健診安心アクセス支援事業補助金交付申請書兼請求書』の委任欄に、必要事項をご記入ください。ただし、委任者の押印が必要です。

Q7) 申請額と助成額に差があるのはなぜですか？

A7) 内容を審査後、助成額を決定しますので、申請額と助成額に差が生じることがあります。

Q8) 丹波市に引っ越してくるまでに受けた健診等も対象になりますか？

A8) 対象になりません。

妊婦健診日、出産日、産婦健診日、申請日のいずれにおいても、丹波市に住民票のある方を対象としています。

また、転出後の申請は受付できません。